

猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年1月18日

猪名川町長 福田 長治

記

1 協議の場を設けた区域の範囲
広域（町内全域）

2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 9経営体
法人 2経営体
集落営農 1経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

現在、本町の基幹産業である農業において、農家の高齢化や担い手の減少、獣害被害の増加等の課題があげられる。これらの課題に対し、集落営農組織化の促進や認定農業者・認定新規就農者の育成を進めることで農地の保全・活用を図るとともに、農産物のブランド化・六次産業化を促進し、大阪・神戸など大都市の近郊に位置しているという立地上の優位性を生かすことで、商工・観光事業と一体となった農業の活性化を図る。